

被爆二世・三世に関する公開質問状

お名前 (平田 研)

1 当会では、被爆二世・三世を「5号被爆者」として被爆者援護法に位置づけ、被爆二世・三世にも被爆者援護法を適用することを求めています。国家補償と被爆二世・三世への適用を明記した被爆者援護法の改正を国（政府）、国会に対して強く働きかけていただけますか。

どちらかを選択してください。

☒ 働きかける

☐ 働きかけない

(よろしければ理由をお書きください)

原爆被爆者援護の充実には、科学的知見に基づく実態把握が不可欠であり、国において原爆放射線の遺伝的影響について調査研究、実態調査を行うことが必要と考えます。

2 当会では被爆二世・三世に対する長崎県独自の措置として、重点課題5項目を要求しています。

(1) 被爆二世・三世に対する「生活と健康についての実態調査」については実施していただけますか。どちらかを選択ください。

☒ 実施する

☐ 実施しない

(よろしければ理由をお書きください)

被爆者援護の充実には、国における科学的知見に基づく実態把握が必要ですが、県と長崎市において実施可能な調査、県の施策に必要な調査については、検討が必要と考えます。

(2) 「被爆二世健康診断の充実（ガン健診の追加）」については実施していただけますか。どちらか選択してください。

☒ 実施する

☐ 実施しない

(よろしければ理由をお書きください)

原爆放射線の遺伝的影響の実態把握を行末上で実施する必要があり、まずは国において実施を検討いただくよう求めています。

- (3) 被爆二世健康診断で要精密検査となった場合、「医療措置（再検査及び治療にかかる費用負担）」については実施していただけますか。どちらかを選択ください。

実施する

実施しない

(よろしければ理由をお書きください)

まずは、実態把握の充実に努めた上で、実施を検討する必要があると考えます。

- (4) 被爆二世・三世に被爆者援護法を適用し『被爆二世健康手帳（仮称）』の発行については実施していただけますか。どちらかを選択ください。

実施する

実施しない

(よろしければ理由をお書きください)

まずは、実態把握の充実に努めた上で、実施を検討する必要があると考えます。

- (5) 「被爆二世健康診断の被爆三世への受診拡大」については実施していただけますか。どちらかを選択ください。

実施する

実施しない

なお、長崎県独自の措置として実施していただけない場合、国に対して要望していただけますか。どちらかを選択ください。

要望する

要望しない

(よろしければ理由をお書きください)

まずは、被爆二世の遺伝的影響を科学的知見により明らかにする必要がある。国において取り組んでいただく必要があると考えます。

ご協力ありがとうございました。感謝申し上げます。

問い合わせ先：長崎県被爆二世の会 事務局長 崎山 昇

090-2519-2066